

船舶事故等調査報告書

平成24年5月31日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第95号	
事故等種類	衝突（標識柱）	
発生日時	平成23年8月9日 04時00分ごろ	
発生場所	福岡県柳川市塩塚川河口沖 柳川市所在の塩塚川口南灯台から真方位240° 1,300m付近 （概位 北緯33° 05.4′ 東経130° 22.6′）	
事故等調査の経過	平成23年10月6日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A 引船 第八開成丸、19トン 295-37242熊本、有限会社天草海洋</p> <p>B 土運船 全開8号、長さ約48m（800m<sup>3</sup>積み） なし、富士海事工業株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	A 左舷推進器翼破損 B なし 標識柱 倒壊	
事故等の経過	<p>A船は、塩塚川河口沖においてB船にえい航索をとってえい航を開始し、のり養殖区画の水路を示す2本の標識柱の間に向けるために右転中、えい航索を左舷推進器に巻き込んだので船長がえい航索を切断した。</p> <p>船長は、右舵をとって右舷主機を低速前進とし、巻き込んだえい航索を外すことに気を取られ、左舷主機を繰り返し前後進操作していたところ、A船が右転を続け、平成23年8月9日04時00分ごろA船の左舷船首部のタイヤフェンダーが北側のコンクリート製標識柱に衝突した。</p> <p>A船は、その後、左舷推進器からえい航索が外れたので、船舶所有会社に事故発生を連絡したのち、B船にえい航索をとり直してえい航を再開した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南東、風速 約1m/s</p> <p>海象：潮汐 高潮時、潮流 北流</p> <p>日出時刻：05時37分</p>	
その他の事項	標識柱に灯火の設備はなかった。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、塩塚川河口沖においてB船をえい航して右転中、船長が、左舷推進器に巻き込んだえい航索を外す作業に注意を向けていたことから、標識柱に向けて航行していることに気付かず、船首部のフェンダーが標識柱に衝突したものと考えら</p>

	れる。
原因	<p>本事故は、夜間、A船が、塩塚川河口沖においてB船をえい航して右転中、船長が、左舷推進器に巻き込んだえい航索を外す作業に注意を向けていたため、標識柱に向けて航行していることに気付かず、船首部のフェンダーが標識柱に衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時適切な見張りを行うこと。</li> <li>・ 旋回時などえい航索がたるんだ状態のときには、えい航索を推進器に巻き込まないように注意すること。</li> </ul>